

競争参加者の資格に関する公示

陸自宮古島（29）隊庁舎（A）等新設電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成29年11月16日

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 47

1 工事名 陸自宮古島（29）隊庁舎（A）等新設電気その他工事

2 工事場所 宮古島市内

3 工事概要 本工事は、宮古島市内における以下の施設の整備に係る電気及び通信工事一式を行うものである。なお、本工事は難工事に指定する。

1. 隊庁舎A 新設（鉄筋コンクリート造2階建／延べ床面積 5,082㎡）

2. 隊庁舎B 新設（鉄筋コンクリート造2階

- 建 / 延べ床面積 5,333 m²)
- 3 . 食堂・福利厚生 新設 (鉄筋コンクリート造 2 階建 / 延べ床面積 4,230 m²)
 - 4 . 給水所 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 111 m²)
 - 5 . 警衛所 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 304 m²)
 - 6 . 哨所 A 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 5 m²)
 - 7 . 給油事務所 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 20 m²)
 - 8 . 給油スタンド上屋 A 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 99 m²)
 - 9 . 給油スタンド上屋 B 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 101 m²)
 - 10 . ポンプ室 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 68 m²)
 - 11 . 受電所 新設 (鉄筋コンクリート造 1 階建 / 延べ床面積 333 m²)
 - 12 . 非常用発電機工事 新設 1 式

13. 構内配電線路工事 新設 1式

14. 構内通信線路工事 新設 1式

4 工期 平成31年2月28日まで。

5 競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間 平成29年11月16日から平成30年1月31日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

(2) 交付場所 〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部契約課 電話098-921-8131（内線154）

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

(1) 提出期間 平成29年11月16日から同年12月6日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午

後 1 時までの間を除く。平成 29 年 12 月 6 日は正午まで。

(2) 提出場所 上記 5 (2) に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成 29・30 年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記 7 (2) アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成 29 年 11 月 16 日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）

に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第8と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成29年12月6日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「電気工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事

再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

イ 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、特定建設工事共同企業体の代表者は1,000点以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は800点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事

面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる②の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

① 1棟当たり延べ床面積3,000㎡以上の建物新設又は建物改修（全面改修）に係る電気設備工事

② 1棟当たり延べ床面積1,500㎡以上の建物

新設又は建物改修（全面改修）に係る電気設備工事

イ 建設業法の電気工事業につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

- 8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「陸自宮古島(29)隊庁舎(A)等新設電気その他工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、

開札の時に、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。